

論点④ 破損に伴う環境への影響

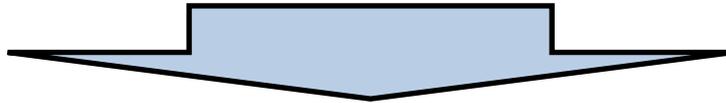
破損に伴う環境への影響

1. 掘削作業中の破損箇所

- ・事故発生後、直ちに破損箇所を止水テープで応急処置し、その後本格補修を実施しているため、浸出水の漏水自体が認められない。

2. 漏水検知した破損箇所

- ・法面部シートの下部には、ベントナイトシートを敷設し、さらにその下にモルタル吹きつけを行っている。
- ・底面部シートの下部には、ベントナイト改良土層(50cm)、セメント改良土層(10cm)を敷設し、これらの遮水材により、シート下部に流出した浸出水を遮断している。
- ・さらに、貯留構造物の下流部には鉛直遮水壁を設けるなど、多重の遮水構造となっていて、浸出水が地下水に浸透することは考えられない。
- ・地下水調査の結果を見ても、処分場直下の集排水管出口の水質は、開業当初から変化がなく、処分場の影響を受けない上流部の水質と比較しても、挙動に違いが認められない。



以上のことから、今回の遮水シートの破損による地下水への影響は認められない。

水質モニタリング結果「資料①」
採水ポイント「資料②」